

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 31 日 (月) 号 外



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日 (毎週火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条

例

○鹿児島県税条例等の一部を改正する条例 (※)

(税務課取扱い) 1

条

例

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第38号

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例

(鹿児島県税条例の一部改正)

第 1 条 鹿児島県税条例 (昭和38年鹿児島県条例第23号) の一部を次のように改正する。

第85条第 1 項中「数量」の次に「(第 1 号又は第 2 号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第 5 号の場合にあつては、第97条の 5 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。)」を加える。

(鹿児島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 鹿児島県税条例の一部を改正する条例 (令和 6 年鹿児島県条例第38号) の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 2 項中「又は同号イ」を「若しくは同号イ」に改め、「有しないもの」の次に「又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人 (新条例第36条第 1 項第 1 号イ (新条例附則第 6 条の 2 の 4 の規定により読み替えて適用する場合を除く。)) に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下のもの又は同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。)」を加える。

附 則

- 1 この条例は，令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県税条例第 85 条第 1 項（第 1 号，第 2 号及び第 5 号に係る部分に限る。）の規定は，施行日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し，施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については，なお従前の例による。